

# 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産した国民健康保険の被保険者が対象となります。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の減額について

- その年度に納める国民健康保険税から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）**までの所得割額と均等割額が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■ 出産予定月	■	■	
多胎の方	■	■	■ 出産予定月	■	■	

※ 産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が減額されますが、世帯平等割額や出産者以外に係る国民健康保険税は減額の対象外であるため、産前産後期間の国民健康保険税が0円になるわけではありません。

※ 多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月から3月までの、国民健康保険税が減額されます。**

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■ 出産月		■	

※ 令和5年11月に出産した場合、減額の対象期間は令和6年1月のみとなり、令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- この制度の適用によって国民健康保険税が減額され、払いすぎとなった国民健康保険税が生じた場合には後日、還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）
- ③ 出産予定日または出産日が分かる書類の写し（母子手帳等）
- ④ 単胎妊娠・多胎妊娠の別が分かる書類の写し（母子手帳等）

## 届出先

薩摩川内市役所 市民安全部 税務課 市民税グループ  
TEL 0996-22-8115（内線2233）